

## 参考資料 9 条俳句不掲載事件の経過

「梅雨空に「9 条守れ」の女性デモ」という俳句を「公民館だより」に掲載しなかったことの是非を問う訴訟

### I 予備知識

**公民館** 公民館は社会教育法に基づいて市町村が中学校区ほどの単位で設置する、地域住民のための教育機関であり、実際生活に即する教育、学術、文化事業を通じて、地域住民の教養、健康、生活文化、社会福祉の向上を目指す。住民のための学習講座の実施や、住民が自主的に結成した学習サークルに対する支援、活動場所の貸出が代表的な事業である。さいたま市には市内各地区に合計 60 館の公民館がある。

**公民館だより（公民館報）** 公民館が住民を対象に定期的（月刊が多い）に発行する情報・広報刊行物で、毎月の講座の情報提供、学習サークルの活動紹介、地域住民の生活ニュースなどが掲載されている。さいたま市では全ての公民館が毎月発行しており、編集は各公民館の職員が担当している。

### II 事件の経過

1 さいたま市三橋（地区）公民館には 200 近いサークルが利用学習団体として登録され、館の会議室などを利用して活動している。その一つが三橋俳句会である。俳句会は 20 年ほど前に、当時公民館が実施した「俳句入門講座」の受講生が結成し、公民館を利用して活動を継続してきた。

2 2010 年、当時「公民館だより」の編集を担当していた職員が、俳句会の俳句を毎月掲載してはどうかと提案した。俳句会はそれに応じることにし、以後、俳句会は毎月の秀句を職員に提出し、それが「公民館だより」に掲載されるという関係が 3 年 8 か月継続していた。

3 2014 年 6 月 24 日の俳句会例会では、会員 S さん（現在 77 歳）の上記の俳句が秀句に選ばれ、公民館に提出された。ところが、翌日、編集担当職員から俳句会代表に「内容に問題があり、掲載できない。別の俳句に変更できないか」という電話連絡があった。

不掲載の理由は、世論が二分されている問題で、その一方の主張を掲載することは中立・公平・公正を求められる教育行政・公民館に相応しくないというものであった。

4 作者 S さんや俳句会会員はその理由説明が曖昧で恣意的だと納得できず、明文化された根拠の提示を求め。それがなければ俳句を掲載することを求めて交渉を続けた。が、公民館側は上記の理由を繰り返すだけであった。

5 そこで、1 年後 2015 年 6 月 24 日の作者の S さんやそれを支援する市民、弁護士らが不掲載を違憲、違法行為だとし、埼玉地裁に、権利侵害の被害に対する賠償支払と当該俳句の掲載を求める民事訴訟を提訴した。

この訴訟の主な争点は①原告（作者）には「公民館だより」への俳句掲載を請求する権利があるか（公民館側に掲載義務があるか）、②公民館・さいたま市の主張する不掲載理由は正当かであった。

6 訴訟は2017年10月13日に結審した。判決の要旨は、原告の掲載請求権を否認し、従って権利侵害はないとしながら、他方で3年8か月掲載が継続した事実に基づき原告が掲載を期待したことを「法的に保護される利益」だとし、さらに公民館の主張する不掲載理由は正当なものでないと判断し、不掲載行為を違法として、損害賠償の支払いを命じるものであった。

7 さいたま市はこの判決が違法行為に対する賠償支払を命じたことを不服として、高裁に控訴することにした。こうしてこの事件はこれから東京高裁で争われることになった。

### III 論点

#### 1 不掲載理由

- (1) (教育) 行政の中立、公平、公正
- (2) 世論二分問題（対立的問題？）に関して一方の主張、意見を掲載できない

#### 2 公民館だよりの編集権

- (1) 編集権の所在
- (2) 編集権を制約できる利用者、市民の権利
  - ① 学習活動の媒体、学習成果発表の場
  - ② パブリックフォーラム
  - ③ 公の施設の一部